

近代における部落の経済的二極分解

上杉 聰*

「松方デフレ」神話

もし「部落の歴史のなかで、まだよく分かっていない時期があるとすれば、どの時代ですか?」と尋ねられたならば、歴史研究者の多くが、「明治期」と答えるだろう。もう少し厳密に言えば、部落解放反対騒擾から水平社創立までの時期である。

だが、現在進められている同和教育では、明治期に、部落の人びとは急激に経済的に貧しくなり、教育も受けられず、社会の最底辺に苦しむようになった、と一面的な事実を聞かされる。きちんとした研究がなくても、である。

部落の内部には階層差がある。たとえて言えば野中広務のように、首相の座へ今一歩の所まで行った人物もいる。これまで、政治家として最も高い地位まで行った部落出身者には、戦後直後、参議院副議長になった松本治一郎がいる。松本は建設業を営む大資産家であったが、他にも農村へ行けば、今でも豊かな部落農家がかなりある。注意深い目があれば、「貧しい部落」というイメージのみで、すべてを語ることはできない。

しかし、同和教育で教えるのは、「一様に貧しい」部落のイメージである。そうすることで部落差別を、分かりやすい貧困問題として理解させ、広く関心を持たせようとしてきたともいえる。善意のことかもしれない。だが歴史を少し

でも研究してみると、江戸時代の部落（とくに「穢多」とされた部落）の場合、必ずしも貧しいばかりではなかったことが、近年明らかになっている¹⁾。

そうした江戸時代の「豊かな」部落像と、現代の部落の「貧しさ」とを矛盾なく説明するためには、「江戸時代に豊かだった部落は、明治以降、急速に貧しくなって現代に至った」という歴史観が要請されることになる。そこで、部落が貧しくなった原因の一つとして想定されるのが、まず賤民廃止令（いわゆる「解放令」）である。それによって、部落の職業上の特権が奪われたことが強調してきた。しかし、それだけでは不十分と感じられたのであろう、決定的な打撃を部落に与えたものとして「松方デフレ」を挙げることが近年の顕著な傾向となっている。

西南戦争（1877年）での戦費を調達するため、政府は不換紙幣を発行し続け、戦後もインフレーションがつづき、貨幣価値は3分の2近くへと下落した。当時、国税の約70%を地租に頼っていた政府にとって、実質的に税収の大幅な減少を意味した。秩禄公債で生活を支えていた士族も生活を圧迫された。そこで、1881（明14）年、大蔵卿に就任した松方正義は、紙幣量を4分の3以下へと減らし、財政支出を削減、地租の納期を繰り上げるなどの対応、すなわち「松方財政」を実施した。

その結果、米価は下がり始め、1883（明16）～84（明17）年には以前の半額となり、結果として税額は実質11%から、84年には24%へと、倍以上に跳ね上がった。その結果、大不況が社会全体を襲い、税金支払いのための破産、土地を手放す農民が増大した。そして、その対極に大量の土地を買い占めた大地主——いわゆる「寄生地主」——が生まれ、貧困化した農民は小作人となるか、都市へ流出して労働者になることを余儀なくされ、こうして資本主義への道が開かれた、というのが通説である。

このような松方デフレに関する一般的歴史理解と結びつけて、被差別部落、とくに旧「穢多」部落は、松方デフレで一般農民よりさらに大きな打撃を受け、江戸時代に蓄積した財を奪われ、貧困化し、社会の「底辺」へ沈んで行った、という見方が一般的となったのである。

「松方デフレ神話」の矛盾

こうした説が成り立つには、ある程度の史料的な根拠があったのも事実である。1885（明18）～86（明19）年の餓死者は全国で1200人を数えた。自己の土地の全部ないし一部を手放した農民は、30%前後に及んだといわれる。こうした全国の惨状を、当時の新聞は次のように伝えている²⁾。

各地の惨況を

略記すれば、秋田県仙北郡金沢村、江州八幡等は、二・三日間絶食者多く、新潟県長岡にては路傍に食を乞い、甚だしきは餓死せんとするありさまに付、有志者は協力して救助せり。兵庫県淡路にては困窮の村、日々増加し、うち赤貧者は北海道へ移住せんとす。茨城県猿島郡辺は困窮者多く、豪家の尽力にて僅かに一命を繋ぎ居れり。京都二条外堀には投身

多く、為に交番所を設けらる。かつ同府下は乞食多く入り込み、昼は橋上に袖乞いし、夜は橋下に露臥し、また貧のため棄て子多し。福井県敦賀地方は強盗非常に増加せり。滋賀県西近江比叡山下近村の農民は、県庁より粥を施されしにて露命を繋げり。

同県愛知郡大町村新平民、千五百人余のうち八、九分は戸長へ詰めかけ、甲は二日、乙は三日間絶食せりとて泣き付きしより、慈善家は米と薪を施せり。

ここには、農村から都市にかけて、広く飢餓が及んでいること、最後の部分には部落の8～9割が飢えている事実が示されている。

この時期、とくに部落の困窮化した記録は多い。たとえば、東京の下練馬部落では1885（明18）年、「百戸中、乞食をせざるは僅々（わずか）五、六人に過ぎず」³⁾とあり、奈良県の中井戸部落でも、「近来の不景気にて、百戸のうち五、六十戸は残らず乞食」⁴⁾と新聞報道されていて、こうした史料に事欠くことはない。さらに、決定的に感じられたのは、京都最大の柳原部落について、『京都柳原町史』⁵⁾が次のように書いていくことであった。

旧穢職、皮革・履き物を以て生活す。安政已来、漸次隆盛の域に進み、慶応より明治六年迄は其の極度ともいふべき有り様なるも、同一三、四年頃より衰微の兆を顕し、一七、八年に至り、甚だしき惨状を見る

この史料によると、柳原部落は、「皮革・履き物」の仕事により、賤民廃止令にもかかわらず、最も豊かな時代を「明治六、七年」に迎えていたという。その後、衰退が始まり、「一七、八年」

に惨状を迎えた、というのである。こうなると、「松方デフレにより部落は貧しくなった」という説は大きな説得力を持つことになった。

ところが、部落史研究の進んだ結果なのであるが、1899（明32）年のこと——つまり上の町史が出されてからわずか12年後のことだが、この部落に銀行が建った。柳原銀行と名付けられ（写真1）⁶⁾、出資したのは部落の人びとであった。資本金は当時2万2000円というから、今にすれば2万倍以上になろう。約5億円程度になる。

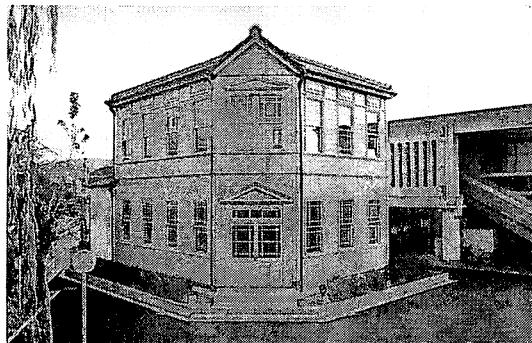


写真1 1997年に復元された旧柳原銀行

さらに1907（明40）年、この地域に住む部落の人びと63人が、年収400円を超していた記録が残されている⁷⁾。うちトップ2人は、年収4000円以上であった。今なら1億円以上の計算になろう。

つまり『京都柳原町史』と矛盾する事実が出てきたのである。同町史は1887（明20）年に書かれているので、その後、再び柳原部落が豊かになったか、あるいは記述そのものに、もともと不十分なところがあったと考えるしかない。

近代にも豊かな部落

柳原部落以外にも、「松方デフレ」期に堅調だったり、一時落ち込むものの急速に経済を回復し、豊かになった部落が各地にいくつもみえる。

たとえば、先に触れた東京下練馬部落について述べたその同じ文書に、東京大井部落について、「村に工業者八十余名あり、これは旧穢多にして、多く下駄の表を製し生活す。その中二一戸はかなりの生活をなすものあり」⁸⁾とある。部落の中でも様相が違う場合があった。

また奈良県の三郷部落は、1889（明22）に橋梁・道路の建設費用2500円を寄付⁹⁾するまでに回復している。滋賀県浜分部落もこの年、「一村ござって奮發し、ひたすら農事を勉強せしゆえ、遂に貧者を減じ、当今に至っては、何れも田地二、三反くらいを所持し、専ら農事を働き、一家の生活に苦しむ者とては一人もなきに至れり」¹⁰⁾と報道じられている。愛媛県の高須部落も、1897（明31）年のこと、「財政豊かにして、或いは地所を買ひ需め、或いは地所の下買ひをなし、或いは家屋を建て広げる等の盛況を呈せり」¹¹⁾と報じられた。

なかでも大阪・西浜部落（旧渡辺村）は、最大の繁栄を示していた。西日本一帯の皮革の集積地として、江戸時代には年間約10万枚を取り扱ってきた¹²⁾が、1894（明27）年の段階で西浜が取り扱う皮革数は、牛馬約113万枚¹³⁾に達していた。30年ちかくの間に、その商業規模を10倍以上へ増やしたことになる。1918（大正6）年の雑誌『明治之光』の記事には、「驚くべき大阪・西浜の富力」と題し、私たちの固定観念を打ち碎くような事実が記されている。小さな家を壊して巨大な邸宅を建てる人物が部落の中心部に多数出現し、富裕な人びとの暮らしを書き留めているという¹⁴⁾。

何と謂ふても西浜は西浜である。昔から日本（の）部落財産の大半は西浜に集まって居ると謂ふ事である（中略）戸数から云ふと西

浜町の分はかえって少なく成って居る。今の清阪邸は十三戸を潰して一戸を建てた。木田家は五戸を潰して建築したように、皆富豪の邸宅は段々膨大すると共に、矮小の家屋は他の方面へ散逸したのである。

今、納税と富力の程度を見るに、南区は十二万戸で、一級の有権者が百三十名位ある。ところが西浜町では一級の有権者が九名もある。西浜と木津の戸数は僅々千五百戸くらいで、実に此の比較は、富力の優大なることを示すものではないか。その一級の資格はと問へば、最低七百円以上を納付するものである。今、富力はと調べて見ると、五十万円以上、三百万円以下の財産家は十戸、十万円以上、五十万円以下は四十戸、五万円以上十万円以下は比較的少ないが、それでも四、五十戸はあるであろう。一円以上、五万円以下の財産家は、箕で掬って掃いて投るほどあると云ふ。何と驚くべき富力ではないか。吾輩は此の西浜町に向かって細民部落とかの特称は、極めて不穏であると思ふ。

上の記事は、西浜部落とその属する南区全体を「一級の有権者」の数で比較している。「一級」とは、選挙権のランクであり、納税額によって決められていた。書かれているように税額700円——今なら1000万円近い税を納めた「一級の有権者」が、西浜1500戸の中に9人いた、というのである。南区全体12万戸の中に130人があるので、これを西浜1500戸に比例させると1.6人にすぎなくなる。つまり西浜は一般の市民より $9/1.6=5.6$ 倍も豊かだったというのである。

また、高額所得者の人数も掲げられているが、当時の物価は柳原銀行設立時の倍になっており、300万円ならば現在の300億円、50万円は50億円に、

10万円は10億円にはほぼ該当しよう。こうした額に達した年収の者が、1つの町に50人もいる「超富豪」の集落だったのである。他の部落とは比較にならない規模であり、柳原銀行が設立されたころ、この西浜部落内に銀行が3つ存在した¹⁵⁾。銀行が存在しているということは、また貯金する人、融資される企業があることを前提とする。

現存し活躍する皮革大企業

その中心に新田革帯があった。創業者の新田長治郎（安政4～昭和11）は、愛媛の被差別部落を出て和歌山の皮革製造所で職工として働いて後、大阪の藤田組製革場、大倉組製革所を経て1885（明治18）年に独立し、3年後に、西浜部落で工業用ベルトの製造を開始した¹⁶⁾。当時大阪には、東洋一の規模をもつ大阪紡績が操業を開始しており、蒸気機関から出る動力を紡績機

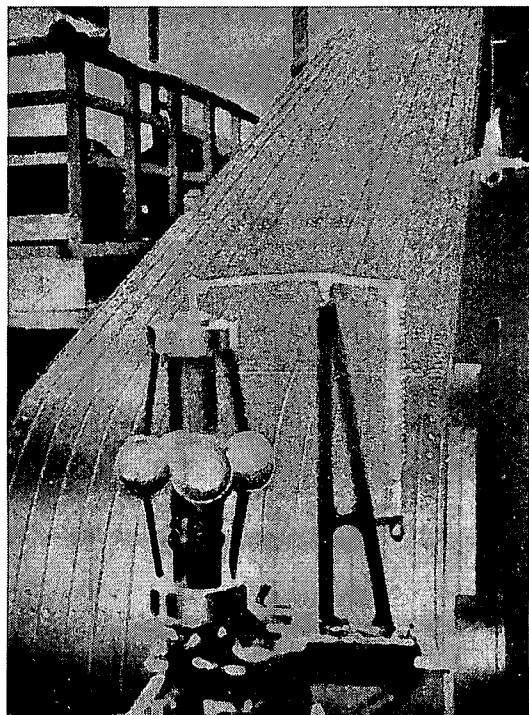


写真2 新田革帯が1908年、渡良瀬川水力電気会社へ納入した革製ベルト

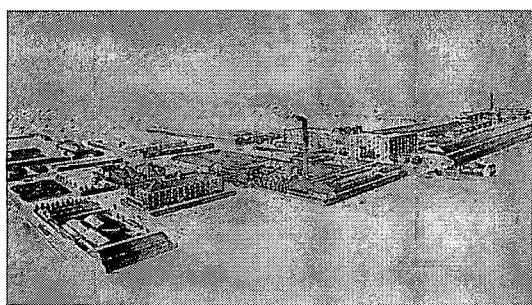


写真3 1918年頃の新田革帯の操業風景

械へ伝導するベルトに新田製品を採用したこと
で、販路を全国へと拡大した。写真2は渡良瀬
川水力電気会社へ納入した製品である¹⁷⁾。

戦前における新田革帯の全国のベルト・シェ
アは最大で70%に達しており、現在は株式上場
直前の大企業として国内外で活発な企業活動を
続けている。1968（昭43）年より工場を奈良へ
移転させ、本社社屋も1972（昭47）年に部落外

へ移したが、それまでの87年間にわたって西浜
部落全体の4分の1を占める広大な敷地で工場
を操業させていた（写真3¹⁸⁾）。多くの皮革業が、
軍需産業として発展するなか、民需中心の皮革
業としてここまで伸びた部落企業があることは、
もっと注目されてよい事実であろう。

ところで写真4は、第二次大戦下の、この西浜
の女性達の姿である。正装して本願寺の門主を迎
える時のものだが、着物もさることながら、背後
にある家並みには、蔵やコンクリート製の建物が
見える¹⁹⁾。その頃ここで育った人からの聞き取り
によると、学校から帰ると、ビリヤード台の置か
れた友達の家でいつも遊んだ、という。

ところが、この西浜部落の姿を表すもう一枚、
写真5がある²⁰⁾。写真1から、年月としては僅
か17年後、距離では100メートルも離れていない。
その間に空襲があり、西浜部落は焼け野原とな



写真4 1939年の西浜部落

った。写真4の場所は焼け、富裕な皮革業者の多くは部落を出て、ほとんどが二度と帰ってこなかった。その意味で、西浜部落の本格的な貧困化とは戦後のことであった。



写真5 1956年頃の西浜部落

近代部落の多様な側面

さて、これまで支配的だった「松方デフレによる部落の貧困化」説は、いったいどこが間違っていたのだろうか。部落史には、これまでも大きな誤りがいくつもあった。「士農工商穢多非人」という表現やピラミッド図式の誤りは、すでに広く知られるに至ったが、詰まるところ、部落問題の理解など簡単にできるもので、少し研究すればすぐ分かる、といわんばかりの研究者の傲慢さと不熱心さがもたらした結果であろう。とくに、問題を単純化したり、一面からしか捉えない怠慢は、決定的な誤りを犯してきた。

ここで、改めて冒頭の柳原部落に戻って考えてみたい。『京都柳原町史』が書かれたのとまったく同じ時期、京都府勧業課のまとめた次の調査がある²¹⁾。そこには、より詳細で具体的な分析がなされていた。

愛宕郡柳原庄 新平民

一、戸数 千百十壱戸

一、人員 四千三百六拾九人

内

男 弐千百拾九人

女 弐千二百五拾人

右の内

農業	三戸	諸革商	拾六戸
履物類商	七拾五戸	筆毛商	二戸
米小売商	八戸	酒小売商	六戸
油小売商	三戸	牛肉商	八戸
魚類商	五戸	菓子小売商	拾六戸
果物商	二拾五戸	青物商	拾三戸
古木商	四戸	古着商	九戸
貨物商	四戸	袋物商	拾戸
質屋商	拾六戸	旅籠屋業	七戸
尿尿商	四戸	飲食商	五戸
理髪	六戸	湯屋	拾戸
工業	拾戸	水車業	壱戸
陸運店	壱戸		
雜業	八百四拾壱戸		

右の内、三百六拾二戸は生活に差し支えこれなし。

一、雜業者、世上一般の不景気により、目下生活に困迫するもの七百四拾九戸。

右困迫の者、今日の糊口の状況

七百四拾九戸の内、四百余戸は僅かに所有する處の衣類・物品等を売却して漸く口を糊するものにして、また残る三百四拾九戸余は所有品もなく啻に近隣の救助を受け、或いは莊内かつ他の慈善者の助力を受け糊口するものにして、動もすれば飢餓に陥らんとする等の状態なり。

前半に多数の職業名が書き上げられており、最も多いのが「履物類商」である。「諸革商」も多く、「筆毛商」とあるのは、筆に使う動物の毛を商ったものと思われる。日本に資本主義が生

まれる前の、都市に隣接する大被差別部落の一つの姿が、ここに浮かび上がる。

上の史料を読むと、商業・製造業の者は、「生活に差し支えこれなし」とされている。そして、松方デフレ下で深刻な状況に陥っているのは「雑業841戸」のうちの「749戸」(89%)であると明記されている。しかし、そのうち400戸は、生活用品を売るなどして、苦境をしのいでいること、349戸のみが周囲の助けで生活しなければならない状態にある、とされている。つまり、全体の約3分の1の人びとの生活は問題なく、3分の2が困窮し、その半分が、飢餓に陥る直前にあった、ということなのである。

不況は、その打撃を、雑業者に集中させていた。雑業者が全体の76%を占める村であれば、多くは困窮し、『京都柳原町史』も「甚だしき惨状」と書いたと考えられる。それは、とくに、かつて豊かだった時代の記憶を持つ者——同町史を書いたのは部落内の人物であった——が、過去を懐かしみ、まだ未来がどうなるか不安の中で書いたものと位置づけ直す必要があろう。

このあと、日本社会は産業革命期に入る。製糸や紡績など軽工業が各地に起こり、やがて蒸気機関を使った大量生産へと進み、景気は浮揚する。近代的な軍隊の編成も大規模に進められた。軍靴・ベルト・馬具などが大量に使われ、洋式皮革産業が国内で発展する。そのかなりの部分を、部落の人びとが担うことになった。東京では

かつて「穢多頭」であった弾直樹は、すでに明治4年から西洋皮革を始めていたが、京都でも、この柳原部落で戸長を務めてきた桜田儀兵衛が、早くも1887(明20)年にドイツ人を招聘し、製靴場を上京区に開いていた²²⁾。

柳原銀行が設立された当時、この部落内でも、伝統的な雪駄・下駄・鼻緒に、新たな靴や皮革の工場が加わり、合わせて15ほどの工場が育っている(表1)。5人から16人くらいの小規模だが、上の史料の前半に書かれていた商業者が發

表1 柳原町の工場調べ(職工数5人以上)

工場名	創業年月	製品種類	職工数		動力	工場主
			男	女		
A 田村製革場	1869年2月	靴	15	—	—	田村卯三郎
B 吉岡工場	1870年5月	爪掛	10	1	—	吉岡小次郎
C 柏原工場	1885年5月	靴	11	—	—	柏原半三郎
D 成瀬工場	1886年3月	向掛	7	4	—	成瀬勝藏
E 牧野工場	同 4月	爪掛	5	1	—	牧野イキ
F 丸本工場	1887年2月	鼻緒	3	2	—	丸本弥太郎
G 山田工場	同 3月	爪掛	16	—	—	山田市助
H 吉村工場	同 3月	下駄	5	—	—	吉村吉太郎
I 吉村工場	1890年1月	下駄	6	—	—	吉村米吉
J 明石工場	1891年11月	履物表	5	—	—	明石末次郎
K 松下化製場	1895年5月	牛皮	8	—	—	松下富蔵
L 家村化製場	同 6月	鹿革・毛皮	7	—	—	家村嘉二郎
M 玉置化製場	同 7月	鹿皮	5	—	—	玉置新次郎
N 柏原工場	1897年4月	雪駄	12	—	—	柏原佐吉
O 山本工場	同 11月	履物表	6	—	—	山本庄吉
P 若林工場	1905年3月	鼻緒	7	1	—	若林嘉七
Q 前田製革場	1907年9月	牛皮 羊皮 クローム	17	—	電動機1台	前田治之助
R 豊下鉄工場	1908年2月	諸機械修繕	9	—	石油発動機 1台	豊岡市蔵
S 津村造靴工場	1909年1月	靴	4	1	—	津村利之助
T 岡田木綿晒工場	同 2月	綿布晒	5	3	—	岡田亀吉

注1.『明治42年工場通観』農商務省工務局編より作成。

注2.爪掛は、雨・雪の日に下駄の先につけてぬれるのを防ぐもの。

〈崇仁地区の文化遺産を守る会編『柳原銀行とその時代』より転載〉

展していくと考えられる。銀行は、彼らから出資や預金を受け、また彼らへ融資し、銀行ができるからも新しい工場が増えている²³⁾。『京都柳原町史』を書いた時、こうした未来の姿を、筆者は当然にも知らなかったのである。

二極分解の実態

では、部落は近代になって、これまで言われてきたこととは逆に、豊かになったのだろうか。そこまでは言うべきでないだろう。

ただ、こうした豊かな面と合わせ、部落の歴史全体を統一的にどのように理解、再整理すればよいか、ということなのである。

ところで、そもそも、松方デフレによって日本社会全体が一気に寄生地主制が成立した、という説は、近代産業史の分野においてすでに1960～70代から批判されてきた。農民層の分解は、松方デフレ期にとどまらず、産業革命期と呼ばれる1886（明19）年から1899（明32）年頃まで続いたという説が、この時期唱えられ、現在もこの論争に決着は付いていない²⁴⁾。

そこで、最近出てきた、ある史料を紹介したい。滋賀県湖南市に位置する荒川部落から、松方デフレ前期の土地所有の変化を示す詳細な史料が発見されたのである。それを表2へと整理してみた。1880年から84年までの4年間だが、部落内部の上層部では土地が互いに売買され、総面積の増えている者と、減っている者とがあり、そ

の結果、かつての所有順位が入れ替わり、たとえば全体で2位だった者は6位へ転落し、5位だった者が2位へと上昇している。

さらに、一部の者は部落外（☆印）から土地を買い、こうして部落全体の総面積は、この時期増加している（311.17→359.02）。これも、松方デフレによって部落は貧しくなった、という説と真っ向から対立する事実である。にわかに信じられない数値かも知れないが、荒川部落全

表2 滋賀県荒川部落における土地所有の変化

単位：畝

所有者	明治12年の 土地所有	1880(明13)年～1884(明17)年の間の 増加面積	減少面積	差引計	増 減	変化
1	宅地 4.17	—	—	4.17	—	
	田畠 53.01	—	—	53.01	—	→
	山林 23.16	—	—	23.16	—	
	計 80.34	—	—	80.34	± 0	
2	宅地 4.12	—	—	4.12	—	
	田畠 27.19	7.22(☆より) 3.14(3より)	22.00(5～) 3.26(4～)	12.29	- 14.20	↙
	山林 16.15	—	15.15(5～)	1.00	- 15.15	
	計 48.16			18.11	- 30.05	
3	宅地 5.05	—	—	5.05	—	
	田畠 39.07	26.18(☆より)	3.14(2～)	62.11	+ 23.04	↗
	山林 4.00	—	—	4.00	—	
	計 48.12			71.16	+ 23.04	
4	宅地 2.19	—	—	2.19	—	
	田畠 41.25	3.26(2より) 13.05(☆より)	—	58.26	+ 16.31	↗
	計 44.14			61.15	+ 16.31	
	宅地 4.17	—	—	4.17	—	
5	田畠 27.01	22.00(2より) 15.15(2より)	—	49.01	+ 22.00	↗
	山林 4.14	—	—	19.29	+ 15.15	
	計 36.02			73.17	+ 37.15	
	宅地 4.22	—	—	4.22	—	
6	田畠 29.28	—	—	29.28	—	→
	計 34.20			34.20	± 0	
7	宅地 2.08	—	—	2.08	± 0	→
8	宅地 2.07	—	—	2.07	± 0	→
9	宅地 2.02	—	—	2.02	± 0	→
10	宅地 1.25	—	—	1.25	± 0	→
11	宅地 1.20	—	—	1.20	± 0	→
12	宅地 1.11	—	—	1.11	± 0	→
13	宅地 1.07	—	—	1.07	± 0	→
14	宅地 1.03	—	—	1.03	± 0	→
15	宅地 1.00	—	—	1.00	± 0	→
16	宅地 0.28	—	—	0.28	± 0	→
17	宅地 0.24	—	—	0.24	± 0	→
18	宅地 0.21	—	—	0.21	± 0	→
19	宅地 0.19	—	—	0.19	± 0	→
20	宅地 0.14	—	—	0.14	± 0	→
21	—	—	—	—	—	→
総計	311.17	92.10	44.25	359.02	+ 47.15	↗

典拠：湖南市三雲区所蔵『旧三雲村行政文書』から「反別地価門持帳」（明治12年）「地所売買・譲与・地目変更出入簿」（明治13～17年）による。

註：「山林」は、原簿に「山」「柴」「藪」とあるものをすべて加えた。「より」「へ」とあるのは所有権の移動を表わし、アラビア数字が三雲部落内の所有者、☆印は部落外の土地所有者を示す。「変化」欄は、「増減」欄の合計により「↗」「↖」とした。

体の土地所有面積について、その後の1888（明21）年の数値を滋賀県所蔵の史料から確認することができるので、それを追加して表3を作成した。山林所有面積にこそ変化ないが、耕宅地はその後も増え続けていたことが、こうして他の史料からも証明される。

ただし、一つの部落からすべてを判断することは危険であるので、すでに発表されている研

究の中から、同じような統計表を作ることができるものとして、広島の例を表4にまとめてみた。この場合も、部落の中で土地を減らした者と増やした者に分かれ、順位が大きく入れ代わっている。たとえば1位だった者が最下位（22位）へ落ち、8・11・21・10位だった者が、それぞれ2・3・4・5位へと上昇している。ただこの場合、村全体の所有総面積については大

表3 滋賀県荒川部落全体の土地・建物の所有～8年間の変化

	明治12年	明治17年	明治21年	増加分(明21/12)
耕宅地	263.02畝	310.17畝	387.28畝	124.26畝(1.47倍)
山林	48.15畝	48.15畝	48.15畝	—
建物	(21棟)	—	25棟	4棟(1.19倍)

典拠：明治12、17年は表2と同じ。21年は滋賀県庁蔵「明治21年滋賀県穂多村状況取調書」から。

註：明治12年の「21棟」は、表1の土地所有者（無所有を含む）の人数。

表4 広島県旧松江・尾原部落における土地所有の変化

所有者	明治14年迄の 土地所有	1882(明15)年直後の 増加面積		差引計	増減	変化
		増加面積	減少面積			
1	宅地 5.14	—	5.14	0.00	- 5.14	↙
	田畠 91.00	—	91.00	0.00	- 91.00	↙
	山林 15.01	—	15.01	0.00	- 15.01	↙
	計 111.15			0.00	- 111.15	
2	宅地 3.03	4.15	—	7.18	+ 4.15	↗
	田畠 59.25	25.21	—	85.16	+ 25.21	↗
	山林 35.09	—	—	35.09	± 0	
	計 98.07			128.13	+ 30.06	
3	宅地 5.19	—	5.19	0.00	- 5.19	↙
	田畠 17.03	5.19	17.03	5.19	- 11.14	↙
	山林 31.10	—	31.10	0.00	- 31.10	↙
	計 54.02			5.19	- 48.13	
4	宅地 5.16	2.13	5.16	2.13	- 3.03	↙
	田畠 25.18	—	25.18	0.00	- 25.18	↙
	山林 19.01	—	19.01	0.00	- 19.01	↙
	計 50.05			2.13	- 47.22	
5	宅地 3.21	—	—	3.21	± 0	↙
	田畠 39.15	—	25.22	13.23	- 25.22	↙
	計 43.06			17.14	- 25.22	
	宅地 1.01	—	—	1.01	± 0	
6	田畠 25.29	2.17	25.29	2.17	- 23.12	↙
	山林 1.05	—	—	1.05	± 0	
	計 28.05			4.23	- 23.12	
	宅地 0.00	—	—	0.00	± 0	
7	田畠 28.03	—	28.03	0.00	- 28.03	↙
	計 28.03			0.00	- 28.03	
	宅地 3.03	1.15	3.03	1.15	- 1.18	↗
	田畠 8.05	43.29	8.05	43.29	+ 35.24	↗
8	山林 15.17	—	—	15.17	± 0	
	計 26.25			61.01	+ 34.06	

表4（続き） 広島県旧松江・尾原部落における土地所有の変化

9	宅地	3.05	—	—	3.05	± 0	↖
	田畠	22.01	—	22.01	0.00	— 22.01	
	山林	0.12	—	—	0.12	± 0	
	計	25.18			3.17	— 22.01	
10	宅地	4.15	—	—	4.15	± 0	↗
	田畠	17.08	7.08	—	24.16	+ 7.08	
	計	21.23			29.01	+ 7.08	
11	宅地	1.01	—	—	1.01	± 0	↗
	田畠	0.00	22.18	—	22.18	+ 22.18	
	山林	20.14	—	—	20.14	± 0	
	計	21.15			44.03	+ 22.18	
12	宅地	3.03	—	3.03	0.00	— 3.03	↖
	田畠	14.17	—	14.17	0.00	— 14.17	
	山林	0.26	—	0.26	0.00	— 0.26	
	計	17.46			0.00	— 17.46	
13	宅地	1.19	—	1.19	0.00	— 1.19	↖
	田畠	16.11	—	12.28	3.13	— 12.28	
	計	18.00			3.13	— 14.17	
14	宅地	1.03	—	—	1.03	± 0	→
	田畠	10.15	—	—	10.15	± 0	
	計	11.18			11.18	± 0	
15	宅地	1.15	3.03	4.18	0.00	— 1.15	↖
	田畠	8.29	68.01	67.16	9.14	+ 0.15	
	計	10.14			9.14	— 1.00	
16	宅地	1.04	—	—	1.04	± 0	→
	田畠	4.06	—	—	4.06	± 0	
	山林	4.04	—	—	4.04	± 0	
17	宅地	0.00	—	—	0.00	± 0	→
	田畠	6.29	—	—	6.29	± 0	
18	宅地	0.20	—	—	0.20	± 0	→
	田畠	6.05	—	—	6.05	± 0	
19	宅地	0.00	—	—	0.00	± 0	↖
	田畠	4.26	—	4.26	0.00	— 4.26	
20	宅地	3.03	—	—	3.03	± 0	↗
	田畠	0.00	10.17	—	10.17	+ 10.17	
	山林	0.26	—	—	0.26	± 0	
	計	3.29			14.16	+ 10.17	
21	宅地	3.05	—	—	3.05	± 0	↗
	田畠	0.00	26.17	—	26.17	+ 26.17	
	山林	0.20	—	—	0.20	± 0	
	計	3.25			30.12	+ 26.17	
22	宅地	3.15	—	—	3.15	± 0	↖
	田畠	0.01	9.11	9.12	0.00	— 0.01	
23	宅地	2.14	—	—	2.14	± 0	→
	田畠	0.25	—	—	0.25	± 0	
24	宅地	2.13	—	2.13	0.00	— 2.13	↖
	田畠	0.00	—	—	0.00	± 0	
25	宅地	2.00	—	2.00	0.00	— 2.00	↖
	田畠	0.00	9.09	9.09	0.00	± 0	
26	宅地	1.27	—	—	1.27	± 0	↗
	田畠	0.04	0.03	—	0.07	+ 0.03	
27	宅地	0.00	—	—	0.00	± 0	→
	田畠	0.07	—	—	0.07	± 0	
総計		617.06	243.06	462.02	398.10	— 218.26	↖

典拠：広島部落解放研究所『広島県・被差別部落の歴史』所収の「地価取調帳」をもとにした一覧表（p.108～110）を、表1と比較できるように改編した。

註：「山林」は、原簿に「山」「柴」「藪」とあるものをすべて加えた。「変化」欄は、「増減」欄の合計より「↗」「↖」とした。

幅に減らしている（617.06→398.10）。

そして、滋賀と広島の二つの例について、土地所有の分布がどう変わったかを表5に表してみた。また、単位が異なるために表2・4のような形式にできなかったが、分布について比較することが可能な奈良県梅戸村について表6にまとめてみた。すると、いずれの部落の構成員も、土地の買い入れと売却を繰り返すことで、順位を互いに変えながら、全体として大きく二

極へ分解しつつあることが共通していた。ただ、部落全体としては、滋賀の部落の場合は土地を増やし、広島・奈良の場合は減らしている点の差がある。これまでの言説では、部落全体が「貧しくなったか、豊かになったか」という一つの座標軸のみから変化を追う傾向にあったが、もうひとつ、二極分解がこの時期進んでいるという軸を加え、複合的に見る必要があることに気付くのである。

表5 土地所有分布の変化1

畝	表2' 滋賀県三雲部落土地所有分布		表4' 広島県部落土地所有分布		単位：人
	明治12年	13年～17年	明治14年迄	明15年直後	
120～130				1	
110～119			1		
100～109					
90～99			1		
80～89	1	1			
70～79		2			
60～60		1			
50～59			2		
40～49	3		1	1	
30～39	2	1		1	
20～29			6	1	
10～19		1	4	3	
5～9			3	5	
0～4	15	15	9	14	

表6 土地所有分布の変化2

石	奈良県梅戸部落の土地所有分布		単位：人
	明治8年	明治16年	
30～31	1	1	
28～29	1	1	
26～27			
24～25			
22～23		1	
20～21			
18～19	1		
16～17	1		
14～15			
12～13			
10～11	1		
8～9	2	1	
6～7	3	2	
4～5	6	3	
2～3	7	7	
0～1	10	17	
村総計	174石	128石	

典拠：『奈良県被差別部落史史料集』第二巻「解題」の表4から作成した。

註：1石以下の数値は切り上げた。

二つの座標軸から見えるもの

上の荒川部落を含めて滋賀県は、1888（明21）年に全県下の被差別部落について詳細な調査を行い、部落内が二極分解しているとともに、全体として貧しくなった部落と、豊かになった部落のあることを書き留めている²⁵⁾。

資本流動は、部落中二、三の者は数百円流用するも、その他は極めて下等（荒川部落）村内上下の差甚だしく、上等のもの六、七戸は現に県会議員の被選挙権を有し、衣食住も随分高度にあり。その下等に至りては、農

事に小作にて、間々人の余りを乞うものありと雖も、これその一部のみ（長塚部落）

上流に属するものは相当の資力を有し（中略）他人に余りを乞うもの、これその二分の一（川久保部落）

貧富の等級甚だしく。所謂革製造業者は、職業はすなわち賤業なりといえども数戸の倉庫を有し、居村に雄視するものあり（中略）十中八、九は他人の哀れみを乞い、口を糊するという。しかれどもこれを概論すれば決して貧村というを得ず（野良田部落）

明治一七年の頃より漸次貧民に家鴨・鶏など飼育せしめたれば、今日にいたっては稍前日の面目を挽回せんとする兆しあり（中略）部落内、十中三はボロをまとい（中略）十中の六は普通農民に異ならず、一分は本村中等以上の人民同様の生活をなせり（大林部落）

冒頭が荒川部落であり、数百円の資本を動かすことができるところある。現在に直すと1000万円程度になろうか。先の表2のうち、豊かになつていった人たちのことであると考えられる。上の史料から、全体として貧しくなった多くの部落の記述は省略したが、ここに載せたような部落の姿を一方で見ておかないと、全体の姿は分からることになる。

こうした分析視角をもつことで、この滋賀のような農村部落だけでなく、都市部落の場合も近代の変化をとらえることができるように思われる。たとえば、先の柳原部落は、一時、松方デフレによって全体が打撃を受けたものの、資産や商店を持っていた約3分の1の人びとの中から、その後、産業革命の進展とともに発展し、部落内部の貧しい雑業層であった人々を労働者として吸収し、小工場を持つようになった者が生まれたと考えられ、それが表1であった。す

表7 西浜地区の戸数・人口

	西 浜		木津北島町		合 計	
	戸 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数	人 口
1879年	1,500	4,800				
1889年		6,286				
1896年		5,172				
1900年	1,335	4,359	900	2,858	2,235	7,219
1910年	1,442	5,215	1,338	5,183	2,780	10,398
1915年(A)	1,315	3,785	1,362	4,109	2,677	7,894
(B)	882	3,128	1,781	7,832	2,663	10,960
1917年(A)	1,263	5,126	1,574	7,259	2,837	12,385
(B)	1,120	5,205	2,001	9,041	3,121	14,246
1920年	1,176	5,680	2,182	10,421	3,358	16,101
1925年	1,150	5,734	2,275	11,037	3,425	16,771
1930年	1,064	5,441	2,325	11,520	3,389	16,961
1935年(A)	1,088	5,727	2,699	13,689	3,787	19,416
(B)	1,165	5,603	1,814	11,869	2,979	17,472

(出所) 1879年度の数値は、『大阪日報』明治12年2月14日（栄小学校編『栄小学校編年記(1)』、1973年、25ページ）による。1889年、1896年のそれは川端直正『浪速区史』、1957年46ページによる。1900年、1915年(A)、1917年(A)は『大阪市統計書』各年版による。1910年は大阪市役所『大阪市人口統計書』、1910年による。1915年(B)、1917年(B)は大阪府救済課『部落台帳』、1918年による。1920年、1925年、1930年、1935年(A)は、大阪市役所『大阪市国勢調査報告書』各年版による。1935年(B)は中央融和事業協会『全国部落調査』、1936年による。（福原宏幸「都市部落住民の労働=生活過程」より転載）

なむち都市部落における二極分解である。

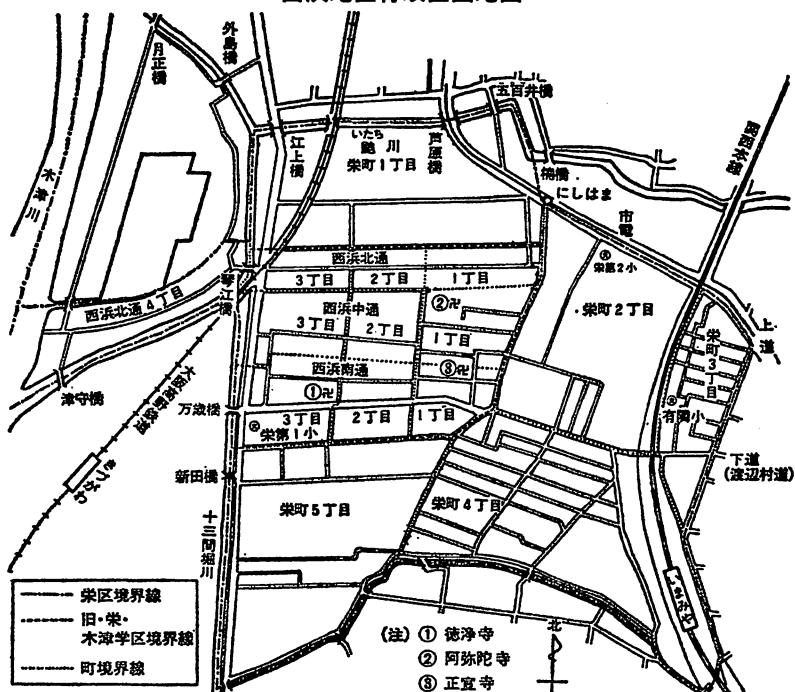
労働力を吸収できる部落産業が都市に育つと、農村部落でも二極化が進んだことで、没落した貧困層は都市部落へと流入した。たとえば表4では10人が、表6では7人が、宅地まで失っている。しかし、当時まだ差別は厳しく、たとえ都市部であっても、一般社会への流入は困難であった²⁶⁾。彼らが移り住むのは都市部落であった。貧しい人びとが都市部落に増大し、競争によって労賃を引き下げる、上層部の経営を一層活性化させることになる。こうして、都市の二極化はいっそう拡大することになった。

こうして、大阪西浜部落の場合、移住してきた貧しい人びとの多くは周辺に新しく居住地を得ることになる。福原宏幸は表7と下図を引きつつ西

浜町の戸数・人口の停滞と、その周辺部の木津北島町では人口増加したと指摘したが²⁷⁾、その背景にはこうした都市一農村部を貫く二極分解のダイナミックスがあった。福原は、1910年代（大正前期）に「西浜地区住民の7%にあたる『中等以上生活者』は、同地区の頂点に位置し莫大な資産を有していた。他方、無産者は約85%で、とくに20%の人々が同地区的貧困層を形成した。まさに、『貧富ノ懸隔甚シ』いものがあった」²⁸⁾と総括した。西浜部落における二極分解の姿である。

また、先に引用した『明治之光』で見たように、富を集めた人びとは、部落の中心部にあった古く狭い家屋を壊し、そこへ大邸宅を建て、いっぽう貧しい人びとは部落の周辺部へと追いやられていった。先に見た写真4は部落の中心

西浜地区行政区画地図



(出所) 浪速同和教育推進協議会歴史部会編『浪速の教育のあゆみ』1980年、68ページ。

(注) 1921年（大正10年）、町名変更により木津北島町1～4丁目は栄町1～5丁目となった。木津北島町1丁目は栄町1丁目に、同2丁目は栄町2丁目と下道以北の栄町3丁目に、同3丁目は下道以南の栄町3丁目と栄町4丁目に、同4丁目は栄町5丁目に、それぞれ対応している。（表7を掲載した同じ論文より転載）

付近、写真5はその周辺地域を写していたことになる。こうして部落を外から見ると、部落は貧くなつたと印象づけられることになる。このような誤解も含め、近代に部落は急速に貧困化したという見方が広がつたといえよう。

「近代において部落は貧しくなつたのか、豊かになったのか」という問い合わせに対して、確かに貧しくなつた部落の方が多い、豊かになった部落は少ないと言うべきだろう。また二極分解の結果、部落は共同体としての統一性を次第に失っていく、豊かな人々の部落からの脱出が始まる。明治末から大正期にこうした動きが徐々に始まることが報告されている²⁹⁾。すると残された人々はさらに貧しい人々が多数になる。

こうして部落は、近代において、全体としてゆっくりと貧困化が進んだのである。ただし、あちこちに豊かな存在を例外として残しながら、一連の変化は今も続いていると見るべきだろう。その意味で、まだ変化の途上にあるといってよい。旧「穢多」の人びとは、分解圧力を資本主義から加えられつつ、全体としてきわめてゆっくりと貧困化して現在に至った、と考えられるのである。

部落内の経済的二極分解は、やがて部落改善運動や水平社運動に対して大きな影響を与えることになる。したがって解放運動の分析も、経済的な基盤分析との関連で進められる必要があると考えられるが、その解明は他日を期したい。

* Satoshi Uesugi 大阪市立大学人権問題研究センター特任教授

【注釈】

- 1) たとえば中尾健次「近世における差別意識の構造」「部落解放研究」25号、1981年3月。
- 2) 『朝野新聞』1885(明18)年5月19日。
- 3) 「渡辺(東京)知事府管内巡回記」(『近代部落史資料集成』第3巻、101頁に収録)。
- 4) 『大阪日報』1886年7月11日(『近代部落史資料集成』第3巻、328頁にも採録されている)。

- 5) 1887(明治20)年5月刊。
- 6) 写真1は、京都市「京都市登録有形文化財(建造物)旧柳原銀行移築復元工事報告書」(1997年)27頁より転載。
- 7) 『柳原銀行とその時代』崇仁地区的文化遺産を守る会、127頁。
- 8) 前出「渡辺(東京)知事府管内巡回記」(『近代部落史資料集成』第3巻、102頁に収録)。
- 9) 『日出新聞』1889年6月20日(『同上』332頁に採録されている)。
- 10) 『京都日報』1889年12月25日(『同上』172頁に採録)。
- 11) 『海南新聞』1898年2月27日(『部落解放教育資料集成』282頁に採録)。
- 12) 『摂津役人村文書』による。
- 13) 『大阪商業史資料』30巻(『近代部落史資料集成』第4巻、328~330頁の合計)による。
- 14) 『明治之光』1917(大6)年3月号。
- 15) 大阪人権博物館学芸員・吉村智博氏のご教示による。
- 16) 新田長治郎および新田帯革については吉村智博「新田長治郎小論—新田帯革の業態を中心に—」(『大阪人権博物館紀要』第9号、2007年1月)が詳しい。
- 17) 『皮革産業沿革史』上巻より転載。
- 18) ニッタ(株)編『ニッタ株式会社百年史』1985年。
- 19) 写真的撮影は1939年5月18日。大阪人権博物館所蔵。
- 20) 『部落解放浪速地区総合実態調査報告書』1974年。
- 21) 京都府勧業課「明治19年臨時旧穢多非人調査」。全文が『復刻・東雲新聞』別巻の原田伴彦「明治20年前後の部落の状況」に収録されている。掲載にあたってはカタカナを平仮名に変えたほか体裁も変えた。
- 22) 『中外電報』1887年10月11日(『近代部落史資料集成』第3巻、187頁に収録)。
- 23) 崇仁地区的文化遺産を守る会編『柳原銀行とその時代』。
- 24) 松方デフレ期に一気に進んだという論者の代表的な論文として安良城盛昭「地主制の成立」(『歴史学研究』360号)があつたが、大橋博「明治中・後期農民層分解の地域的特質と発展段階」(『史觀』第63・64合冊、1962年3月)、中村正則「地主制」(大石嘉一郎「日本産業革命の研究・下」東京大学出版会、1975年)などが見直しを進めた。
- 25) 滋賀県庁蔵「明治21年滋賀県旧穢多村状況取調書」。
- 26) 福原宏幸「都市部落住民の労働=生活過程」(杉原・玉井「大正・大阪・スラム」新評論、1986年6月)101頁は、大正期でも一般住民と部落との混住は稀であり、進むのは昭和期であろうと推定している。
- 27) 福原前掲論文。
- 28) 福原前掲133~134頁。「貧富ノ懸隔甚シ」という福原の引用は、大阪府警察部救済課『部落台帳』(1918年)から。
- 29) 『京都の部落史2 近現代』は、「多くの場合、資産をもつこれらの部落上層は部落改善運動が退潮する明治末期から大正初頭に部落を離れ」たと叙述している。